



かながわ
消費生活

注意・警戒情報

不用品回収サービスの トラブルに注意！



事例

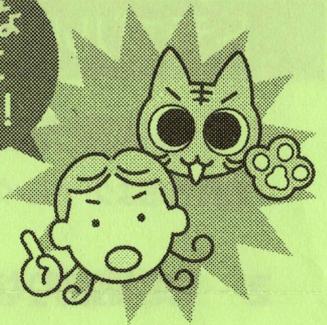


- 安価な定額パックを申し込んだが、作業終了後に高額な追加料金を請求された。
- トラック詰め放題プランで依頼したが、当日、「限られた量しか積めない」と言われ、キャンセルには高額のカンセル料が必要だと告げられた。

不用品処分の注意点

- ☑ 余裕をもって準備し、お住いの自治体のルールをまず確認！
- ☑ 具体的な作業内容、料金を明確に出してもらい確認！
- ☑ 事前に追加料金、キャンセル料の有無を確認！
- ☑ 許可を得ている一般廃棄物処理業者かを確認！

こんな
点に
注意！



＜ポイント＞



- ◆ 事前の見積りとは異なる高額な料金を請求された場合は、支払いを断りましょう。
- ◆ エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機等は家電製品リサイクル法のリサイクル対象となっています。リサイクル料金を負担し、正しく処分しましょう。
- ◆ インターネットやチラシ等で広告を出している事業者が、一般廃棄物処理業の許可業者とは限らないため注意が必要です。

契約に関するトラブルについては、消費生活センターにご相談ください。

消費者ホットライン

トラブルで困ったときはお電話を！

障害なし

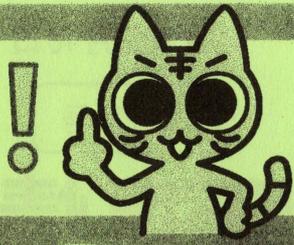
い や や
188 番

ご自由にコピー・閲覧していただき、消費者被害の未然防止にお役立てください。
まとまった部数が必要な場合は、事前に消費生活課 (045-312-1121) へお問合せください。



国民生活センター
公式LINE
はこちら▶▶▶





令和7年度の特に注目すべき **消費者トピック**
 について、相談事例や統計情報などを紹介します！

注意!

「化粧品」の 定期購入トラブルが急増中!!

令和7年4月～11月の間に、県内の消費生活相談窓口寄せられた「化粧品の定期購入」に関する苦情相談件数は、2,106件(前年同期比で約1.6倍)と、今年度に入ってから急増しています。

●化粧品の定期購入に関する苦情相談件数の推移(令和7年4月～11月)



相談事例

SNSの広告で、「お試し価格〇〇円」と書かれていた化粧品を購入。商品が届いた後で、それが定期購入の契約だったことに初めて気づいた。解約は、「次回発送予定日の▲日前までに電話で連絡」という記載があったので、何度も電話をしたが、混雑していつながらず間に合わなかった。



トラブル防止のポイント!

1 通信販売はクーリング・オフ対象外!

通信販売はクーリング・オフ対象外! 購入前に契約条件をしっかりと確認。

2 「定期縛りなし」、「回数縛りなし」に注意!

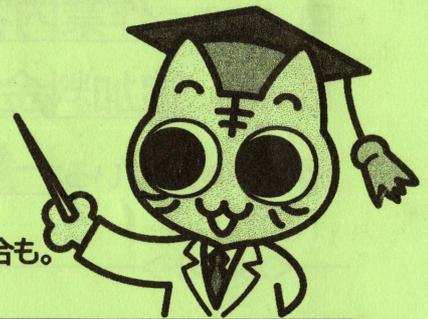
「1回限りの購入でOK」とは限らない! 「最低購入回数の指定がない定期購入」の場合も。

3 「いつでも解約できる」に注意!

解約に制限がある場合も。購入前に解約条件の確認を。

4 「最終確認画面」の保存を忘れずに!

スクリーンショットで保存して契約内容の証拠を確保! トラブル発生時の重要な資料に。



消費生活課HPにて、「消費者トピック」を掲載しています。



困ったときは、
 一人で悩まず
 地元市町村の
 消費生活相談窓口へ

くらし安全防災局
 くらし安全部消費生活課
 相談第二グループ

かながわ中央消費生活センター



消費生活課HP



X(旧 Twitter)